

## 第4章 計画の実現に向けて

## 1 各目標の実現を支える行財政運営

総合計画に掲げる政策・施策の推進にあたり、各個別目標の実現に向け、横断的に寄与する経営的な施策については、以下のように取り組みます。

### 1 施策を着実に実現するための行政経営の体制を構築します

#### (1) 積極的にチャレンジし、時代の変化に合わせ、成長し続ける職員・組織づくりを進めます

- ◎高度化・多様化する市民ニーズや行政課題に臨機応変に対応できる「柔軟性」、前例や固定化した考え方にとらわれない「創造力」、社会の流れを読み、目標達成のために必要な情報・条件を的確に選択できる「判断力」、「旬」を逃さず、迅速かつ的確に業務を遂行していく「実行力」を併せ持つ職員を育みます。
- ◎職員の成長を組織全体として支援していくとともに、社会や市民ニーズの変化に、柔軟に対応できる組織づくりを進め、着実に事務を遂行していきます。

##### 関連する個別計画

- ◇高浜市職員成長支援計画 ◇高浜市定員適正化計画
- ◇高浜市女性活躍推進特定事業主行動計画 ◇高浜市障害者活躍推進計画
- ◇高浜市次世代育成支援対策特定事業主行動計画

#### (2) 連携・協働により効率的に施策を推進します

- ◎行政ニーズの変化への対応や行政サービスの充実など、施策をより効率的・効果的に推進するため、組織の枠を超え、民間事業者や団体、学校等と連携して実施するなど、民間活力を活用していきます。
- ◎広域連携による役割や利点を整理しながら、関係する自治体と連携し、地域の枠を超えた連携・協力により、業務の共同化や情報の共有をはかり、効率的かつ効果的に施策を推進していきます。

##### 関連する個別計画

- ◇衣浦東部広域連携推進ビジョン(衣浦東部広域行政圏計画)
- ◇衣浦東部ごみ処理広域化計画 ◇テレトピア計画 ◇衣浦定住自立圏共生ビジョン

## II 持続可能な財政基盤を構築します

### (1) 健全かつ計画的な財政経営を行います

- ◎事業の重要性、緊急性及び費用対効果を常に検証し、効率的な財源の配分を行うことで、中長期的に収支の均衡がとれた財政運営を行います。
- ◎長期的な財政状況を見通し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うために、長期財政計画を策定(改訂)します。
- ◎産業振興や企業誘致、収納率の向上などを推進することで市税収入の確保を図るとともに、国や県などの補助制度の有効活用やふるさと納税の拡充、新たな財源確保に向けた調査研究を実施します。

#### 関連する個別計画

- ◇長期財政計画 ◇債権管理計画 ◇高浜市水道事業経営戦略
- ◇高浜市下水道事業経営戦略 ◇高浜市三高駅西駐車場事業経営戦略

### (2) わかりやすく財政状況を共有します

- ◎高浜市は、市民の皆様から「高浜市は貧乏」と言われることが多いです。事実、財源に余裕がある状況ではありませんが、財政の指標上、全国的にみると非常に健全な財政状況となっています。そうした現状や自治体財政の仕組み、さらに市の財政状況をわかりやすく公表し、市民の皆様と共有します。

### (3) 公共施設総合管理計画に基づき、公共施設を適正に配置・管理・運用します

- ◎公共施設のうち、特にハコモノ施設については、総数、配置、用途等のあり方を検討し、適正化させることにより、市民サービスの向上と支出の削減を図ります。
- ◎公共施設のうち、特に道路、橋りょう、上下水道等のインフラ施設は、市民生活の基盤であることから、適切な維持管理を行い、安全・安心な暮らしを確保します。
- ◎公共施設の整備や管理運営に係る全てを公共で賄うのではなく、費用を比較検討したうえで、民間の技術や経験も活用していきます。

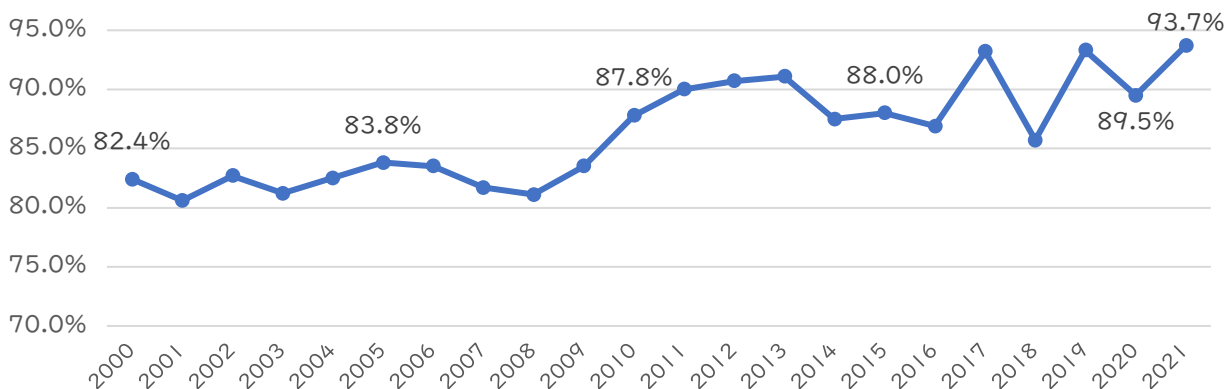
#### 関連する個別計画

- ◇高浜市公共施設総合管理計画 ◇公共施設推進プラン ◇インフラ施設推進プラン
- ◇高浜市学校施設長寿命化計画 ◇高浜市公営住宅等長寿命化計画
- ◇橋梁個別施設計画 ◇高浜市污水適正処理構想 ◇高浜市公共下水道全体計画
- ◇高浜市公共下水道事業計画 ◇高浜市建築物耐震改修促進計画

## (参考) 財政基盤の現状と見通し

### (1) 経常収支比率の推移

地方自治体の財政の弾力性を示す指標(自由に使えるお金がどれくらいあるかを表す指標)とされる経常収支比率については、第6次総合計画の「みんなで目指すまちづくり指標」にも掲げ、健全財政の維持に取り組んできましたが、近年は変化が激しく厳しい状況にあります。

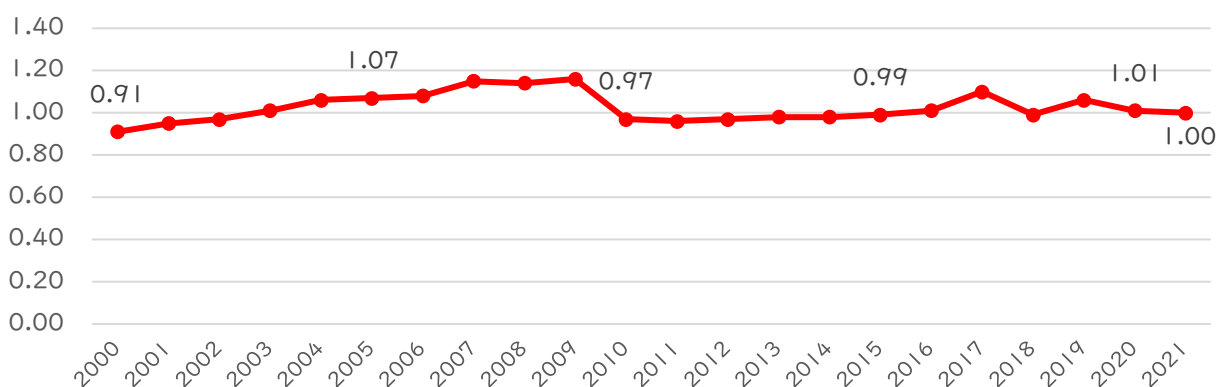


(出典:財政資料)

### (2) 財政力指数の推移

財政力指数は、地方自治体の財政力の強弱を表すもので、毎年市の事業に必要なお金を、どのくらい自力で調達できるかを示したものです。数値が「1」を超えるほど、国からの援助に頼らず、自力でお金を調達でき、「1」を下回るほど、自分のお金だけでは足りない状態となり、国からの援助が必要な状態になります。

高浜市は、ちょうど「1」前後の状況であり、収入と支出がちょうど同じという状況です。言い換えると収入を使い切ってしまう状況のため、なかなか貯金ができないような財政状況となっています。



(出典:財政資料)

高齢化社会の進展による社会保障費の増加や公共施設の老朽化への対応など、市の支出は今後も減少することは難しく、収入も著しい上昇は考えにくいいため、今後も厳しい財政状況が続く見通しです。

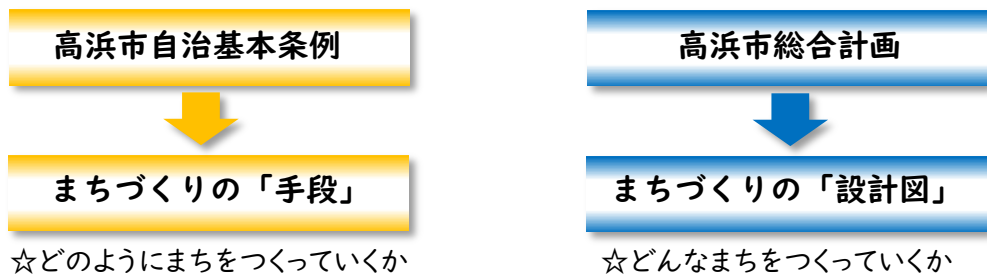
## 2 主体的にかかわるまちづくり

### (1) 住民自治と団体自治

住民に一番身近な基礎自治体を重視する地方分権改革が具体化する中で、これからは、自らの地域のことは自らの意思で決定し、その責任も自らが持つという、地方自治の理念というべき住民自治・団体自治の確立が求められています。



高浜市では、「自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちでつくっていく」「決めたことに責任を持つ」という地方分権の趣旨を踏まえ、まちづくりに携わる「市民」「議会」「行政」の役割を明らかにし、高浜市の自治に関する仕組みや制度の基本を定めるルール(理念条例)として、平成23年4月1日に『高浜市自治基本条例』を制定し、それぞれが役割を分担しながら、総合計画を推進し、両者を「まちづくりの両輪」としていくことが大切であるとしています。



<b>団体自治</b>	自治体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任のもと、地域の実情に沿った市政運営を行っていき、まちづくりのうち、議会と行政が担っている部分になります。
<b>住民自治</b>	<p>住民自らが地域のことを考え、自らの手で治めていくこと(自治の主役は市民)であり、3つの住民自治があると考えられています。</p> <p>①縦の住民自治=団体統制</p> <p>最も古典的な住民自治としては、地方自治法に定められている、議会の解散請求権、議員の解職請求権、条例の改廃・制定請求権、監査請求権、陳情・請願の権利など、有権者有効署名数をもって請求することの出来る権利が挙げられます。高浜市の場合は、独自立法により、住民投票条例も追加されています。</p> <p>②横の住民自治=地域の自己統治</p> <p>地域の自己統治権の部分に関しては、自治会・町内会などを地縁団体として首長が認可することが出来るという条項しかありません。地域社会、地域コミュニティなどの統治に関しては、地方自治法上、非常に弱いことが、現在の地方自治法上の欠点ですが、高浜市では、まちづくり協議会を条例上の団体として位置づけています。</p> <p>③ななめ(深さ)の住民自治=特定課題に対する有志市民の結集体</p> <p>障がい者・外国人・人権問題に関しては、コミュニティ団体の弱いところです。そうした物事に強いアソシエーション型の専門の市民団体(NPO)に助けをもらうことで、非常に有効な地域経営が出来るようになります。</p> <p>※アソシエーション…共通の目的や関心をもつ人々が、自発的につくる集団や組織</p>

## (2) 市民・地域ができること

高浜市が目指すまちの姿(将来都市像)「人と想いが つなぐつながる しあわせなまち 大家族 たかはま」を実現するためには、高浜市に暮らす人、高浜市で働く人、高浜市で学ぶ人、高浜市で事業をする事業者、高浜市で活動をしている方、そして高浜市を応援したいと思うすべての方、行政などの多様な主体が、家族のように、ともにまちをよりよいまちにしようと、それぞれが力を出し合い、時には協力し合って取り組んでいくことが必要不可欠です。

第7次総合計画では、目指すまちの姿を実現するための行政の取組だけではなく、「市民一人ひとりができること」の具体例を記載しています。

また、地域のできることとして、高浜市では「高浜市自治基本条例」において、地域のことは地域の市民が自ら考え、実行するための施策を講じるとともに、地域の自主性・主体性を尊重し、お互いに補完し合いながら、まちづくりを進める組織(場)として『まちづくり協議会』を定義しています。

まちづくり協議会では、自らが取り組む地域のまちづくりの目標、活動方針、内容等を定めた地域計画を策定しています。

総合計画に掲げる地域ができることは、まちづくり協議会が策定する「地域計画」を包含したものとなります。



《市民一人ひとりができること》※市民会議の実践の写真



《地域ができること》※まち協の取組写真



### 3 計画の進行管理

高浜市を取り巻く社会情勢は、目まぐるしく変化し、予期しないような変化も見込まれます。しかしながら、まちづくりに関わるすべての人が「目指すまちの姿(目標)」を共有し、その実現のため、柔軟かつ積極的に対応しながら、計画を推進することが大切です。

時代や市民ニーズの変化などを的確に見極めながら、計画の実現に向け、事業の見直し、改善を行います。

#### 《計画の進行管理にあたって》

##### 1 定量評価(データに基づく評価)と定性評価(意識に基づく評価)による分析

- 各個別目標に掲げる「まちづくり指標」については、事業実績や統計データ、市民意識調査などで把握する数値により、「まちの状況」や「市民の行動」の変化を確認し、定量分析を行います。
- 各個別目標に掲げる目指す姿(キャッチフレーズ)に近づいていると市民の皆様が感じているかなど、単純に数値では表すことのできない意識や価値の向上についても市民の声を聴く機会を設けるなどし、定性分析を行います。

##### 2 新たな気づきから価値を見出す

- 評価については、「まちづくり指標」の増減に着目するだけでなく、行政だけでは見出すことのできない新たな気づき(課題など)を、多くの市民の参加・参画の機会を通じて、なぜ上手くいかなかったのではなく、どうしたら上手くいくのかについて、ポジティブな意見交換を行っていきます。

##### 3 場面に応じた改善行動の実施

これまでは、年度ごとに、計画(Plan)し、実施(Do)し、その結果を評価・検証(Check)し、改善策や次の施策にいかしていく(Action)を起こすPDCAサイクルによる進行管理を行ってきましたが、第7次総合計画の進行管理では、場面に応じた進行管理を行います。

###### (1) OODA(ウーダ)ループによる進行管理

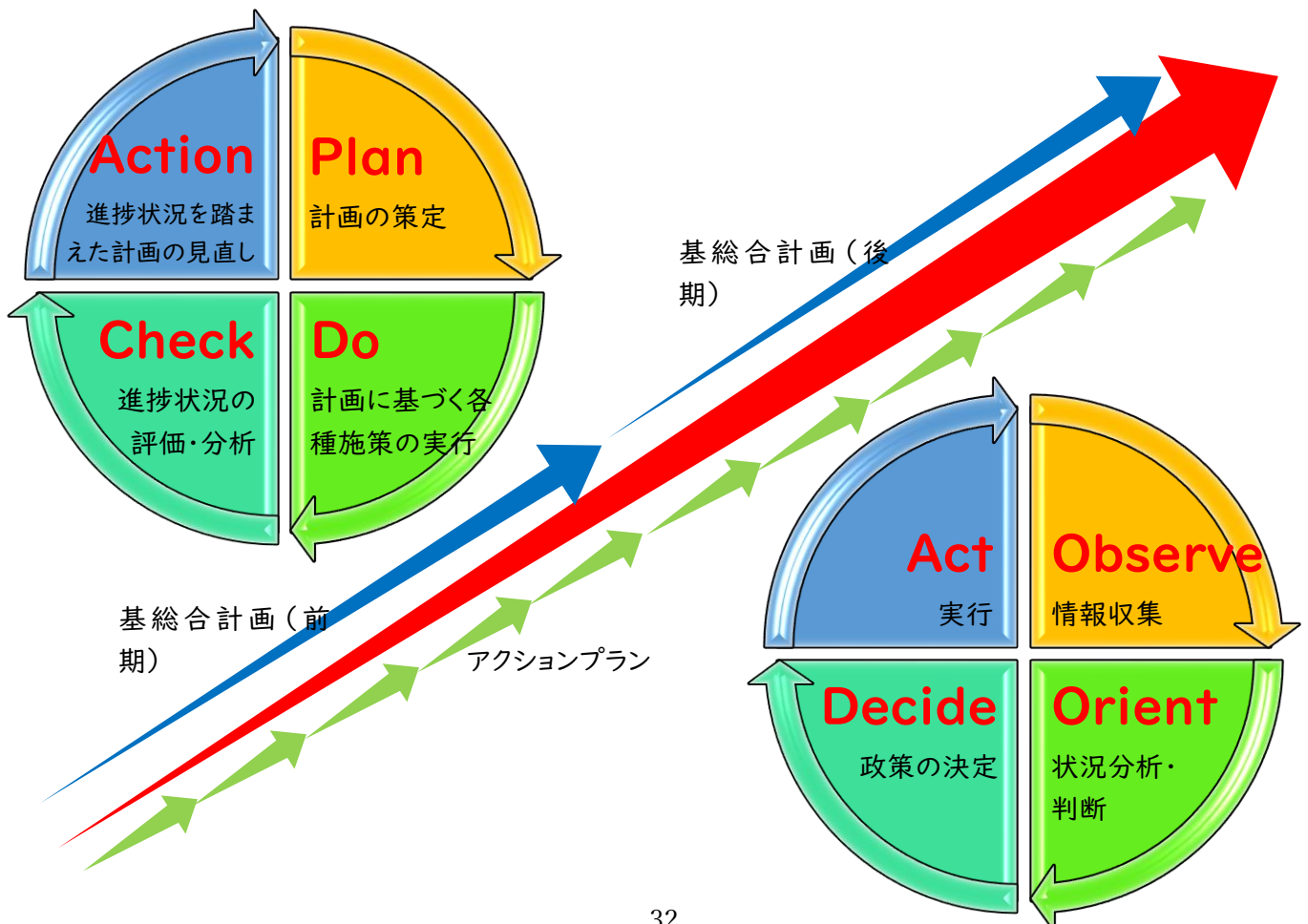
変化の激しい時代においては、現状から最善の判断を下し、即座に行動を起こすことが必要となるため、機動力と実効性が高いOODA(ウーダ)ループの手法を取り入れ、アクションプランの進行管理を行います。

###### (2) PDCAサイクルによる進行管理

第7次総合計画の全体の進行管理においては、後期基本計画策定時に、前期基本計画を点検・評価し、積み残し課題を次につなげていけるよう、PDCAサイクルを取り入れた進行管理を行っていきます。

(1) OODAループとPDCAサイクル

OODAループ	<p>①Observe (情報収集) 固定概念に捉われず、観点を換えながらできるだけ多くの情報を収集する。</p> <p>②Orient (方向性の判断) 得た情報から状況を判断し、方向づける。</p> <p>③Decide (具体的施策の決定) 具体的な行動プランを策定。経験や知識のインプットで直観力が養われる。</p> <p>④Act (行動) 状況次第で柔軟に行動を変える。一度決めた行動に縛られないようにする</p>	状況に応じた行動を取ることが目的
PDCAサイクル	<p>①Plan (計画) 目標を設定し、計画を作成する。</p> <p>②Do (実行) 計画を実行する。</p> <p>③Check (評価) 計画に沿って実行出来ていたのか、結果を評価する。</p> <p>④Action (改善) 実施結果を検討し、業務の改善を行う。</p>	改善が目的





## 第5章 SDGsとの関係

## 1 自治体の役割

国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG(United Cities and Local Governments)では、SDGsの17のゴールに対する自治体行政の果たし得る役割を以下のとおり示しています。

### SDGsの17の目標と自治体行政の関係

目標(ゴール)		自治体の役割
	1 貧困をなくそう	自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。
	2 飢餓をゼロに	自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。
	3 すべての人に健康と福祉を	住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態を維持・改善に必要であるという研究も報告されています。
	4 質の高い教育をみんなに	教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。
	5 ジェンダー平等を実現しよう	自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
	6 安全な水とトイレを世界中に	安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。
	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省/再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。
	8 働きがいも経済成長も	自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。

目標(ゴール)		自治体の役割
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	産業と技術革新の基盤をつくろう	自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たなイノベーションを創出することにも貢献することができます。
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	人や国の不平等をなくそう	差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	住み続けられるまちづくりを	包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	つくる責任 つかう責任	環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや 3R の徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動に具体的な対策を	気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	海の豊かさを守ろう	海洋汚染の原因の 8 割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸の豊かさも守ろう	自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	平和と公正をすべての人に	平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	パートナーシップで目標を達成しよう	自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPO などの多くの関係者を結びつけ、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。

## 2 総合計画とSDGsの関係

総合計画に示す施策の方向性は、国際社会全体の目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、その目指すべき方向性は同様であり、総合計画に沿って施策を推進することで、SDGsの推進にもつながります。

基本目標	個別目標	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに
I 手を取り合ってみなでまちをつくらう	(1) ずっと住み続けたいまちをみんなで一緒につくりま				
	(2) 誰もがお互いを理解し合い、地域の一員として支え合い、活躍しています				○
	(3) 時間と場所を選ばない行政サービスを提供します				
	(4) まちのことを知って、高浜市を応援したいという想いを育みます				
II みんなで学び・高め合い 高浜の未来を育もう	(5) 多様な主体が子育て・子育てを支えます		○	○	○
	(6) 自分・仲間・社会の幸せのために学び続ける子どもを育みます				○
	(7) 学びで人がつながり合いみんながまちを支える力を育みます				○
III 行きたい住みたい住み続けたい魅力が広がるまちをつくらう	(8) 暮らしを支える持続可能な都市を形成します				
	(9) 地域経済を活性化し、元気なまちをつくりま				
	(10) 人と地球にやさしいきれいなまちをつくりま				
IV 心もからだも元気 毎日を笑顔で暮らそう	(11) その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくりを進めます	○			
	(12) 一人ひとりと地域全体の健康づくりを応援します		○	○	
	(13) 防災・防犯の意識が高いまちづくりを目指します			○	

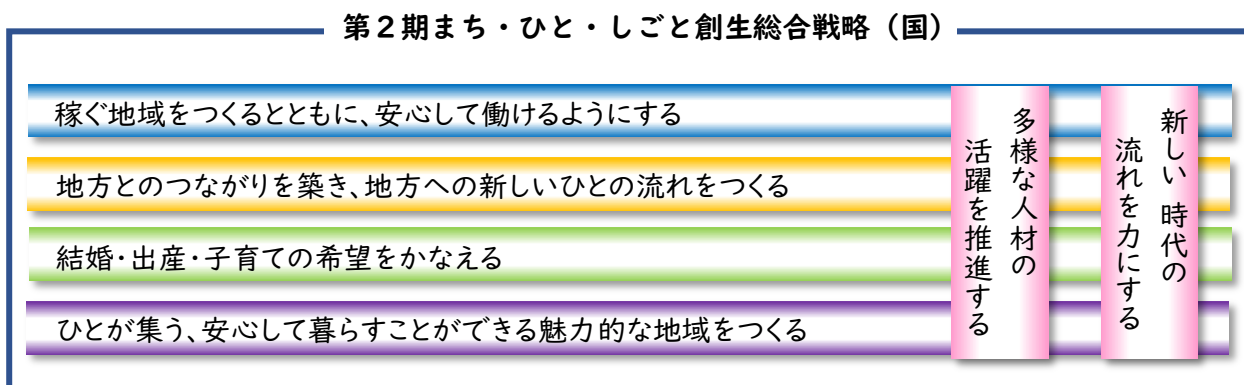
総合計画における施策体系とSDGsの関係性を整理し、各分野においてSDGsの目標達成に向けた取組を意識しながら、それぞれの施策を推進します。

5 ジェンダー平等を 実現しよう	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 適応しよう	14 海の豊かさ を増やそう	15 陸の豊かさも 守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
						○					○	○
○					○							○
				○								
			○								○	○
					○							
○					○	○						○
	○					○		○		○		○
			○	○								○
		○		○			○		○	○		○
					○							○
												○
						○		○				○

## 第6章 創生戦略 ～まち・ひと・しごとの創生に向けて～

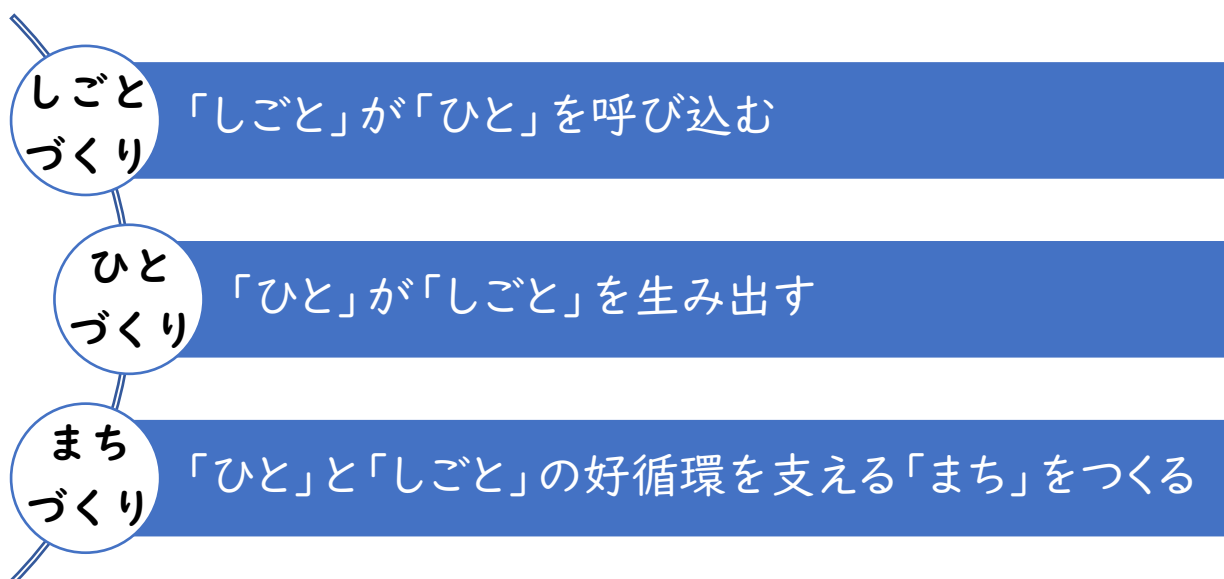
## 1 まち・ひと・しごと創生総合戦略とは

まち・ひと・しごと創生総合戦略は、全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため（地方創生）、まち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条に基づき、「まち」「ひと」「しごと」に視点を置き、行政をはじめ、市民、地域、団体、企業など市全体でまちの活性化に取り組むため、高浜市が今後講ずべき取組の方針や目標、具体的な施策を示すものです。



## 2 総合計画を着実に実現することで創生につなげる

高浜市では、総合計画の実現が高浜市の創生につながると考え、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出す取組を新たに設定するのではなく、総合計画に掲げる取組のうち、「まち」「ひと」「しごと」の好循環を生み出す取組を創生戦略として位置づけることとしています。



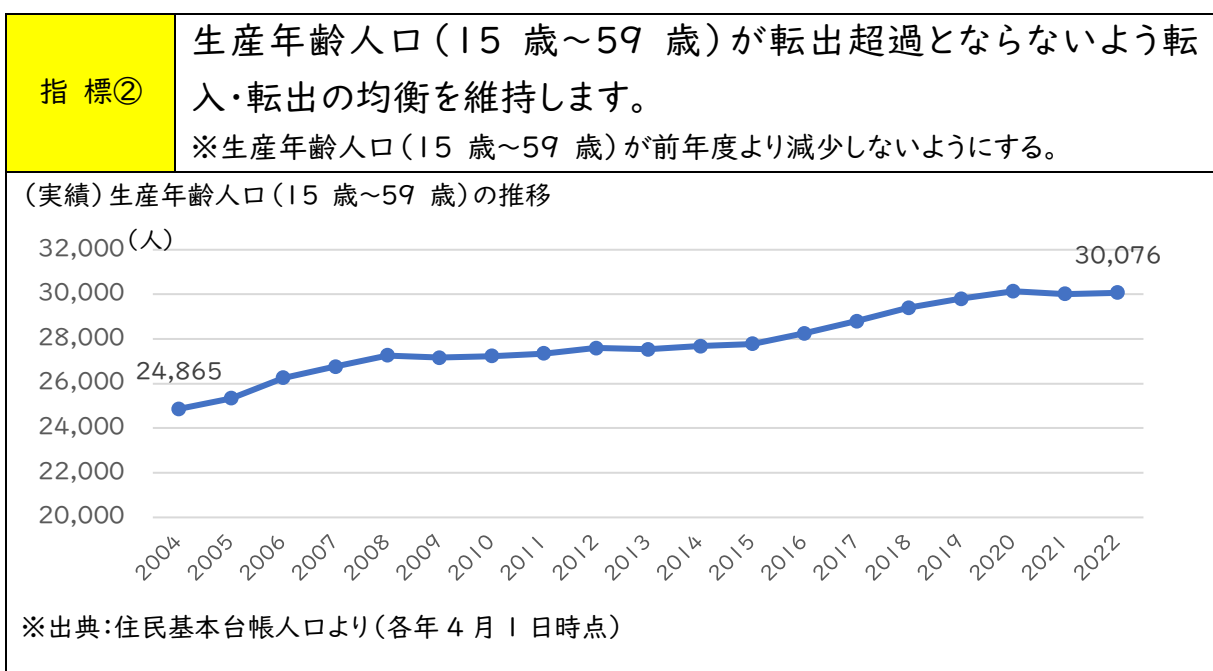
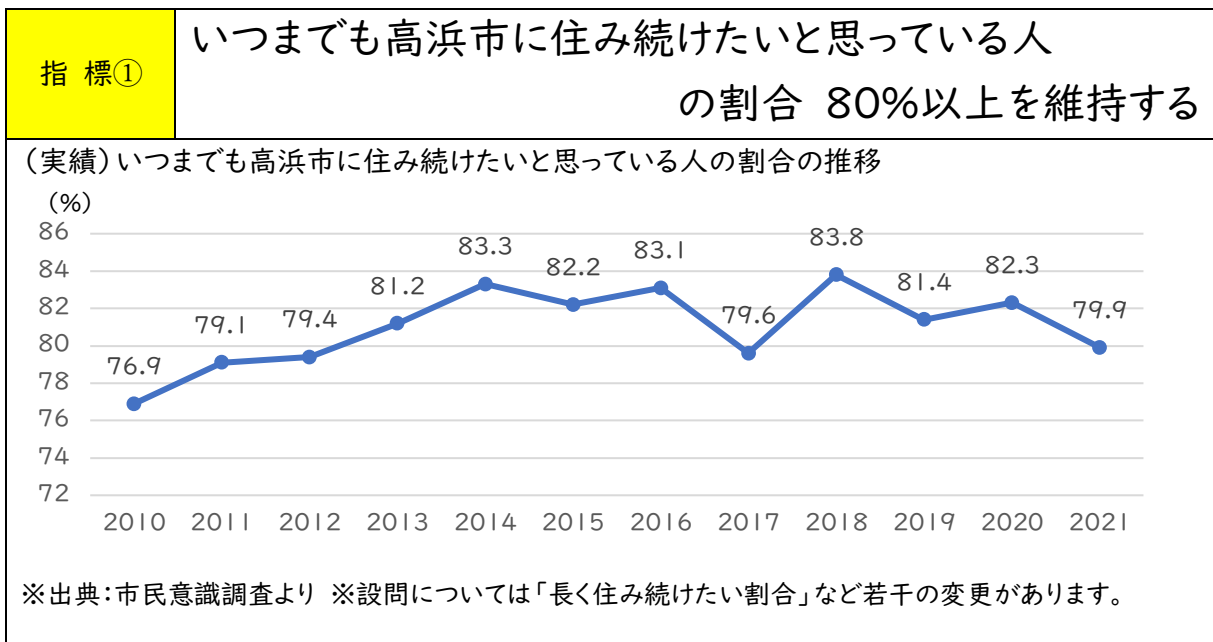
なお、高浜市の創生の進捗度合いを図るための重要業績評価指標（KPI）については、2つの指標を成果目標として設定します。

《成果目標（2027年度）》

第1期高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、20年後を見据え、不透明な将来に対しても引き続き、安定した行政運営を維持し、市民の皆さんが「しあわせ」を感じる「いつまでも住み続けたい」まち“高浜”を維持していくとしています。

そのため、「いつまでも住み続けたい」まち“高浜”をはかるための指標として次の2つの指標を重要業績評価指標(KPI)として掲げます。

《住みたい・住み続けたいを実現》





## 第7章 総合計画を補完する個別計画

## 総合計画を補完する個別計画一覧

計画(名称/概要)	関連する個別目標
<p>高浜市まち・ひと・しごと創生総合戦略</p> <p>全国的に進む人口減少とまちの衰退を食い止めるため(地方創生)、「まち」「ひと」「しごと」に視点を置き、行政をはじめ、市民、地域、団体、企業など市全体でまちの活性化に取り組む計画</p>	1~13
<p>地域計画(各小学校区)</p> <p>地域の課題解決や魅力アップに向けて、地域の皆さんの「こんなまちになったらいいな!」「こんなまちにしていきたい!」といった想いを、小学校区の将来像としてまとめたもので、まちづくりの目標や活動方針、自主的・自立的に取り組む活動内容などを長期的な視点で定めたもの</p>	1~13
<p>高浜市女性活躍推進計画</p> <p>性別にとらわれることなくその力を発揮できるようなまちづくりを、市民、事業者、関係機関・団体などと力を合わせながら目指していくための取組方針を示した計画。</p>	2
<p>高浜市広報戦略</p> <p>高浜市自治基本条例の「まちづくりの基本原則」に掲げる行動原則「参画・協働・情報共有」の基本姿勢を実現するための具体的な取組を示した計画。</p>	4
<p>高浜市子ども・子育て支援事業計画</p> <p>高浜市の教育・保育及び地域・子ども子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期や、子ども・子育て支援法に基づく業務の円滑な実施に関する内容及び子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容を定めた計画。</p>	5
<p>高浜市教育基本構想</p> <p>高浜市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めたもの。</p>	6
<p>高浜市生涯学習基本構想</p> <p>高浜市が今後目指す生涯学習の基本方針や取組の方向性をまとめた、市民の生涯学習活動を効果的に支援するための目標や施策の根本となる方針を定めたもの。</p>	7
<p>高浜市子ども読書活動推進計画</p> <p>子ども読書活動施策を総合的に推進するための指針となる計画。</p>	7
<p>緑の基本計画</p> <p>緑地の保全や緑化の総合的な推進に関する施策を実現し、緑豊かな潤いのある都市環境の形成を図るための計画。</p>	8

計画(名称/概要)	関連する個別目標
<p>高浜市空家等対策計画</p> <p>空家等対策を総合的かつ計画的に実施するため、高浜市が取り組むべき空家等対策の基本的な考え方を示した計画。</p>	8
<p>高浜市地域水道ビジョン</p> <p>地域特性を勘案し、将来にわたる安全でおいしい水の安定した供給を持続するため、高浜市の水道事業の目指すべき将来像を描き、その実現のための方策を示した計画。</p>	8
<p>高浜市都市計画マスタープラン</p> <p>個性的で快適な都市づくりを進めるため、高浜市の将来ビジョン、都市・地域づくりの方針及びその方策を定めた、高浜市の都市計画に関する指針となる計画。</p>	8・9
<p>高浜市地球温暖化対策実行計画</p> <p>地球温暖化に対する市としての積極的な取組対応として、高浜市の事務・事業の実施にあたり温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制に関する方針や取組を定めた計画。</p>	10
<p>高浜市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画</p> <p>ごみ処理を円滑に推進し、市内における一般廃棄物(ごみ)について生活圏からの速やかな排除及び資源化及び減量化を図るとともに生活排水対策について、基本的な方針を定めた計画。</p>	10
<p>衣浦東部ごみ処理広域化計画</p> <p>碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の5市におけるごみ処理施設を将来的に2施設に集約することを目指す計画。</p>	10
<p>地域福祉計画</p> <p>社会福祉法に基づき、行政が住民とともに、地域の生活課題を明らかにし、また解決していく体制を整備するなど、高浜市の地域福祉を推進していくための方向性や施策を示す計画。</p>	11
<p>高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画</p> <p>老人福祉法に基づき、高齢者の福祉の増進を図るために定める「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づき、介護保険事業の円滑な実施を図るために定める「介護保険事業計画」を一体的に策定した計画。</p>	11
<p>高浜市障がい福祉計画・障がい児福祉計画</p> <p>障害福祉サービス等の見込み量や確保策を具体的に定めた計画。</p>	11
<p>高浜市障がい者福祉計画</p> <p>障害者基本法に基づき、障がいのある人に関する施策を総合的に定めた基本的な計画。</p>	11

計画(名称/概要)	関連する 個別目標
高浜市自殺対策計画 自殺対策基本法に基づき、高浜市では「気遣い、うやまい、思いやり みんなで助け合える社会をつくろう!」を基本理念に、生きることの包括的な支援を推進する計画。	11
健康たかはま21 「自分の健康は自分で守る」「地域で応援みんなの健康」を基本に、食育計画を包含するとともに、健康に対する課題を明確にし、健康づくりを推進していくことで、健康寿命の延伸を目指す計画。	12
高浜市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施計画 健康と長寿を確保しつつ、医療費の伸びの抑制にもつながることから、生活習慣病を中心とした疾病予防を進めるために、被保険者に対し生活習慣病に関する健康診査及び保健指導を実施するための計画。	12
高浜市国民健康保険データヘルス計画 国民健康保険に加入する皆さんの健康寿命の延伸と医療費の適正化を目指すための計画。	12
高浜市国土強靱化地域計画 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、いかなる自然災害に対しても、市民の生命と財産を守るのみならず、経済社会活動を安全に営むことができる地域づくりを通じて、地域の経済成長にも資するものとして、今後の高浜市の強靱化に関する施策の総合的、計画的に推進する指針となる計画	13
高浜市地域防災計画 地震や風水害などの大規模災害に対処するための防災対策を定めた計画。	13
高浜市国民保護計画 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること等を定めた計画。	13
高浜市職員成長支援計画 職員の成長を支援していく取組を定めた計画。	※
高浜市女性活躍推進特定事業主行動計画 女性職員が活躍するためには、男女双方の意識改革やワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠であり、全ての職員が能力を発揮し、いきいきと活躍できる職場を実現していくための行動計画	※
高浜市次世代育成支援対策特定事業主行動計画 職員一人一人が、次代の社会を担う子どもたちを育成する必要性を強く認識していけるよう、仕事と生活の調和を実現しやすい職場環境づくりを推進するための行動計画	※

※は、「各目標の実現を支える行財政運営」に関連する個別計画です。

計画(名称/概要)	関連する個別目標
高浜市定員適正化計画 高浜市の職員数の管理方針を定めた計画	※
高浜市障害者活躍推進計画 高浜市職員として、障害のあるなしにかかわらず多様な人材が混ざり合って活躍できる、誰もが働きやすい職場環境づくりを推進するための計画	※
衣浦東部広域連携推進ビジョン(衣浦東部広域行政圏計画) 碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市の連携を強化推進するとともに、各市の特性を生かして、圏域の活性化を図りながら、快適で魅力的な圏域の都市環境づくりを総合的に進めるための計画	※
衣浦定住自立圏共生ビジョン 刈谷市、知立市、高浜市及び東浦町が、密接に連携、協力し、圏域全体の安心感や利便性の向上を図ることなどを目的に、圏域の将来像や連携して推進する具体的取組について定めたもの。	※
テレトピア計画 「広域情報ネットワークの整備による圏域アイデンティティの確立」を基本理念として、生活、教育、福祉、スポーツ・レクリエーション、国際交流の5分野の情報システムの構築を目指す計画	※
高浜市長期財政計画 ハコモノ施設やインフラ施設といった公共施設の老朽化問題に対して、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施するために策定された「高浜市公共施設総合管理計画」の財政的な裏付けとなる計画であり、将来に向けて持続可能な財政運営を行うための長期的な財政状況を見通した計画	※
債権管理計画 高浜市長期財政計画を実現させていくための債権管理体制を示した行動計画	※
高浜市三高駅西駐車場事業経営戦略 高浜市の公共駐車場事業における中長期的な経営の取り組みや財政収支の見直しを明らかにするための計画。	※
高浜市水道事業経営戦略 高浜市の水道事業における中長期的な経営の取組や財政収支の見直しを明らかにするための計画	※
高浜市下水道事業経営戦略 高浜市の下水道事業における中長期的な経営の取組や財政収支の見直しを明らかにするための計画	※

※は、「各目標の実現を支える行財政運営」に関連する個別計画です。

計画(名称/概要)	関連する個別目標
<p>高浜市公共施設総合管理計画</p> <p>公共施設全体のあり方を明らかにし、施設の更新・統廃合・長寿命化を計画的に実施し、将来にわたって持続可能な行財政運営を実現していくための計画</p>	※
<p>公共施設推進プラン</p> <p>公共施設あり方計画を推進するため、ハコモノ施設の複合化や機能移転、建替え・大規模改修について、更新時期を示した具体的な推進計画</p>	※
<p>インフラ施設推進プラン</p> <p>インフラ長寿命化計画を推進するため、道路・橋りょう・上下水道などのインフラ施設について、直近の4年間の実施予定を示した具体的な推進計画</p>	※
<p>高浜市学校施設長寿命化計画</p> <p>学校施設の長寿命化における整備内容、時期、費用等を定めた計画。</p>	※
<p>高浜市公営住宅等長寿命化計画</p> <p>高浜市の公営住宅の現況及び将来的な需要の見通しを踏まえた効率的・効果的な管理に関する計画。</p>	※
<p>橋梁個別施設計画</p> <p>高浜市の橋梁の点検による状況把握に基づき、今後の維持管理および修繕事業をより経済的、計画的に行うための計画。</p>	※
<p>高浜市污水適正処理構想</p> <p>水辺環境の改善を推進していくため、公共下水道の整備や浄化槽の普及などの污水の適正な処理を推進していくための対策を定めた計画。</p>	※
<p>高浜市公共下水道全体計画</p> <p>今後実施する予定の施設の設置及び機能の維持に関する中長期的な方針等を示す計画。</p>	※
<p>高浜市公共下水道事業計画</p> <p>おおむね概ね5～7年で整備可能な区域を対象として、下水道の整備方針を示した計画。</p>	※
<p>高浜市建築物耐震改修促進計画</p> <p>高浜市における建築物の耐震化を促進するための計画。</p>	※

※は、「各目標の実現を支える行財政運営」に関連する個別計画です。